

別表六の二(六)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	
----------------------------	--------	-----	--

別表六の二(六)

平三十・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可 否	
連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、 別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合		可	
試験研究費の額 (各連結法人の別表六の二(六)付表「1」 の合計)	1	円 税 額 控 除 限 度 額 (4) × (6)	7
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	2	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二) 「2」又は別表一の二(三)「2」)	8
平均売上金額の10%相当額 $(2) \times \frac{10}{100}$		<b>「12」欄</b> 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を 適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第7項」 ② 「区分番号」欄：「10011」 ③ 「適用額」欄：「12」欄の金額	
平均売上金額の10%相当額を超える試験 研究費の額 (1) - (3)	4	(7)と(9)のうち少ない金額	10
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	5	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の④」)	11
超過税額控除割合 $((5) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	6	法人税額の特別控除額 (10) - (11)	12

法 0301-0606-02